

指定居宅介護（重度訪問介護）事業運営規程

【ヘルパーステーション さくらんぼ】

（事業の目的）

第1条 医療法人新生会が設置経営するヘルパーステーション さくらんぼ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（重度訪問介護）（以下「事業」という。）は、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護にあつては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 前項の規定は、指定重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「、外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション さくらんぼ
- 二 所在地 岩国市室の木町1丁目1-50

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（さくらんぼ麻里布管理者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 サービス提供責任者 4人以上（サービス提供職員兼務）

サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 サービス提供職員 10人以上

サービス提供職員は、居宅介護（重度訪問介護）計画のに基づき、サービスの提供を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護(重度訪問介護)の内容)

第6条 事業所が行う指定居宅介護(重度訪問介護)の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 重度訪問介護

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(支給決定障害者等)から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第7条 事業所は、指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護(重度訪問介護)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。但し、国が定める中山間地域に居住されている利用者(特別地域加算対象者)に対しサービスを行った場合は、居宅介護特別地域加算を含む。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護(重度訪問介護)を提供した際は、当該居宅介護(重度訪問介護)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 キャンセル料金

指定居宅介護(重度訪問介護)サービスの利用中止をサービス実施日の当日申し出られた場合は、キャンセル料として特別な場合をのぞき、1000円(税別)を徴収する。

二 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護(重度訪問介護)に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき35円

三 郵送に要する費用・・・郵送費 140円/回

- 4 前三項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- 5 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧岩国市内(離島は除く)

和木町、広島県大竹市(離島は除く)

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急時の取り扱いは指定居宅介護（重度訪問介護）の対象外になるので、自費（当事業所規程の金額）の取り扱いとする。

(契約時の書面の交付)

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護（重度訪問介護）の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供の都度記録するものとする。

2 前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護（重度訪問介護）を提供したことについて確認を受けるものとする。

3 事業所は指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した日から5年間保存する。

(勤務体制の確保等)

第12条 管理者は、適切な指定居宅介護（重度訪問介護）が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後1か月以内（約1週間）

二 継続研修 年12回

(衛生管理)

第13条

1. 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(重要事項の揭示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第18条 指定居宅介護（重度訪問介護）事業について、主たる対象とする障害の種類を、精神障害者とする。

(非常災害対策)

第19条 防火管理者は非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の具体的計画を策定し、定期的に防水及び消火設備の保守点検及び避難、救出、消火、通報訓練を行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業員への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、**関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等**、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第21条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第22条

1. 事業所は、全ての訪問介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、適切な重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護事業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人新生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
4. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月21日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月21日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月1日から施行する。

この規程は、平成29年 12月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月21日から施行する。

この規程は、平成30年 9月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規定は、令和元年 10月1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和3年 6月1日から施行する。

この規程は、令和3年 8月1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月1日から施行する。

この規程は、令和6年 10月1日から施行する。